

EFRAG、欧州サステナビリティ報告基準（ESRS）の改正案を欧州委員会に提出

欧州の財務報告諮問グループであるEFRAGは、2025年11月28日、欧州委員会（EC）に提出するESRSの改正案（以下、「本改正案」という）を承認し、12月上旬にECに提出しました。

サステナビリティ

ESRS



News

- 本改正案は、2025年2月にECにて公表されたオムニバス法案を踏まえ、**ESRSの簡素化**を目的としたものです。
- 本改正案の基本的な方針は、以下の6つです。
 - ① ダブルマテリアリティ評価プロセスの簡素化および適正表示の明確化
 - ② サステナビリティステートメントの読みやすさの向上
 - ③ 全般的な要求事項とトピック別の要求事項の関係を改善
 - ④ より理解しやすいものとするための基準の明確化
 - ⑤ 負担軽減措置の導入
 - ⑥ IFRS®サステナビリティ開示基準（以下、「ISSB™基準」という）との相互運用可能性の改善
- ECは審議のうえ、**2026年上期中に改正ESRSを最終化する見込み**です。本改正案のうち、一部についてはEFRAGの承認プロセスにて反対および懸念が示されていたこともあり、ECの検討過程で変更される可能性があります。



Background

- 欧州連合（EU）では、2024年度から欧州企業サステナビリティ報告指令（CSRD）およびESRSに基づく報告制度が段階的にスタートしています。
- しかし、企業等から、ESRSに基づく情報は過度に詳細で複雑なものである等のコメントが寄せられました。これを受け、ECは、EUの競争力の向上と、事務負担の軽減を目的として、2025年2月にオムニバス法案を発表し、EFRAGに対して、ESRSを簡素化する提案を提出するように依頼しました。
- 上記を踏まえ、EFRAGは7月に公開草案を公表するなど、改正のプロセスを進めていましたが、今般11月28日にECに提出する改正案を承認、12月上旬にECに提出しました。



Insight

- 要求されるデータポイントの大幅な削減（現行ESRSより約61%減少）を含む、現行のESRSからの大きな変更となっています。
- CSRDの見直し（報告対象企業の範囲の縮小等）の議論も並行して行われています。欧州に大規模な子会社を有する日本企業は、今後のESRSおよびCSRDの改正動向に留意が必要です。

1. 本改正案提出の経緯

ECは、2025年2月にEUの競争力の向上および企業の事務負担の軽減を目的としてオムニバス法案を公表し、3月、EFRAGに対してESRSの改正に関する技術的助言の提出を要請しました。これを踏まえ、EFRAGは、ESRSの改正に係る公開草案を7月31日に公表し、9月末までのコメント期間を経て再審議を行うといった改正のプロセスを進めていました。今般、EFRAGは11月28日に本改正案を承認し、12月上旬にECに提出しました。

2. ESRSとは

ESRSは、2つのトピック横断的な基準と10個のトピック別の基準から構成されており、各トピックは4つの報告領域（①ガバナンス、②戦略、③インパクト、リスクおよび機会（IRO）の管理、④指標および目標）で構成されています。

ESRSはECによって委任法令として採択されており、CSRDに基づきサステナビリティ情報を報告する際には、ESRSに従って開示を作成することが要求されています。CSRDの法制化が完了した欧州諸国では、2024年度の報告から、欧州の規制市場に上場する企業において、ESRSを適用したサステナビリティステートメントがすでに発行されています。

3. 本改正案の概要

EFRAGは、ESRSの簡素化のために6つの重要なレバー（lever）を特定しています。それぞれのレバーについて提案された本改正案の概要は、以下のとおりです。

（1）ダブルマテリアリティ評価プロセスの簡素化および適正表示の明確化

① 目的

ESRSは、インパクト・マテリアリティおよび財務マテリアリティの両方の観点（いわゆるダブルマテリアリティ）での評価を求めていますが、実務上、ダブルマテリアリティの評価は大きな負担になっています。この点、本改正案では、企業にとって本当に重要であることに焦点を当て、コンプライアンスの実施に関連する過度に詳細な情報の開示を避けることを目的として、主に以下の修正が提案されています。

② 主な改正点

<ダブルマテリアリティ評価プロセスの簡素化>

- ・ビジネスモデル等を踏まえ「トップダウンアプローチ」で検討するなど、柔軟な評価プロセスを採用するオプションを提示
- ・実行した予防・緩和・是正策の方針とアクションをどのように考慮するかに関するガイダンスの追加
- ・重要な変更がある場合のみダブルマテリアリティの再評価を求める

<トピックリストの簡素化>

- トピックリストを「トピック」（10個）および「サブトピック」（31個）
の2段階に修正
- 情報の集約および分解に関する規準をより強調

<適正表示の明確化>

- ESRSが「適正表示の枠組み（fair presentation framework）」であるこ
とをより強調する記載を追加
- ESRSで規定された情報でも重要でない場合は開示不要とするよう修正

(2) サステナビリティステートメントの読みやすさの向上

① 目的

現状のESRSにおけるサステナビリティステートメントは重要な情報と詳細なデータポイントが混在しており、報告書全体の一貫性や読みやすさが損なわれています。この点、本改正案では、企業が「ストーリーを語る」形式で一貫性のある報告を実施し、必要な詳細データを提供することを目的として、主に以下の修正が提案されています。

② 主な改正点

- サステナビリティステートメントの冒頭に「エグゼクティブ・サマリー」
を記載するオプションを導入
- 詳細な情報およびEUタクソノミーについて、付録（Appendices）で開示
するオプションを導入
- 複数の開示要求事項に関連する情報について、相互参照で開示するオプ
ションを導入

(3) 全般的な要求事項とトピック別の要求事項の関係を改善

① 目的

ESRS 2号「全般的開示」は、横断的な観点から方針・アクション・目標
(PAT) に関する開示を求めており一方、ESRSのトピック別基準において
PATに関する詳細なデータポイントの開示も求めているため、開示要求事項
に重複や繰り返しがあり、過度に詳細な情報の開示が行われています。この
点、本改正案では、重複をなくして簡潔かつ効果的な報告を促進することを
目的として、主に以下の修正が提案されています。

② 主な改正点

- ESRS 2号で規定されていた、PATに関する最低開示要件を一般開示要件
(GDR) に名称変更するとともに、要件を簡素化
- PATを持たない理由、PATの設定に向けたタイムテーブルは開示不要とす
るよう修正

(4) より理解しやすいものとするための基準の明確化

① 目的

ESRSの適用における要求事項（AR）のセクションに「開示しなければならない（shall）データポイント」と「開示してもよい（may）データポイント」が混在しており、「開示してもよい（may）データポイント」についても省略する場合は重要性でないことを示す必要があるという誤解から、報告の負担が増える一因となっています。この点、本改正案では、必須の要求事項と強制力のない事項の特定を容易にし、理解しやすい基準とすることを目的として、主に以下の修正が提案されています。

② 主な改正点

- ・「開示してもよい（may）データポイント」のカテゴリーを削除
- ・必須のARをそれぞれの属する開示要求事項の下に移動
- ・強制力のないデータポイントは改正案本文から削除のうえ、強制力のないガイダンスとして検討予定
- ・結果として、ESRSに含まれる要求されるデータポイントが大幅に削減（全体で約61%減少）

(5) 負担軽減措置の導入

① 目的

本改正案では、データ収集作業の負担を軽減することを目的として、主に以下の修正が提案されています。

② 主な改正点

<データの取得・報告の柔軟性を高める措置>

- ・マテリアリティ評価、バリュー・チェーンの範囲の決定および指標の開示について、ISSB基準での取扱いを考慮し「報告時点で過大なコストや労力をかけずに利用可能な合理的で裏付け可能な情報」の使用に関する負担軽減措置を導入
- ・バリュー・チェーン指標のインプットについて、見積りより直接取得したデータの使用を優先としたESRS 1号「全般的な要求事項」の規定を削除
- ・予想される財務影響に関して、一定の条件を満たした場合に定量情報の開示を免除

<報告の範囲に関する負担軽減措置>

- ・子会社や事業を取得または処分した際の取扱いの追加
- ・重要性がない活動については、指標の計算対象から除外可能とするよう修正
- ・オペレーションル・コントロールがない共同支配事業について環境指標から除外するよう修正

商業的な機密に属する情報について、EUの法令により開示が禁止されている、または開示しなくてもよいと認められているものは省略可能とする一般的な規定の導入

＜段階的な経過措置＞

- 2024年度からESRSに基づく開示を行うこととされている企業（いわゆるWave-one企業）に対する段階的な以下経過措置の導入

2026年度 まで省略 可	<ul style="list-style-type: none">一部データポイントを除く予想される財務影響に関する情報E4号「生物多様性および生態系」、S2号「バリュー・チェーンにおける労働者」、S3号「影響を受けるコミュニティ」、S4号「消費者およびエンドユーザー」におけるすべての開示要求事項S1号「自社の労働者」における特定の開示要求事項
2029年度 まで省略 可	<ul style="list-style-type: none">一部データポイントを除く予想される財務影響に関する情報の定量情報懸念物質（SoC）に関する定量情報

※なお、Wave-one企業以外における段階的な経過措置については、現在並行して進められているCSRDの見直し（報告対象企業範囲の縮小等）の議論と密接に関連しているため、本改正案には、これらの企業に対する段階的な経過措置の規定は含めないこととされました。

（6）ISSB基準との相互運用可能性（Interoperability）の改善

① 目的

本改正案では、ISSB基準やGRIスタンダードとの相互運用可能性を強化し、グローバルに事業を行う企業の負担を軽減することを目的として、主に以下の修正が提案されています。なお、一部軽減措置はISSB基準を超えたものとなっており、相互運用可能性が完全に達成されたわけではありません。ESRSおよびISSB基準に同時準拠するためには、それらの適用を調整する必要がある点に留意が必要です。

② 主な改正点

- 「適正表示の枠組み」を重視
- ISSB基準と同様の負担軽減措置の導入（（5）参照）
- ISSB基準と共通する要件の文言については、可能な限り同じ文言を採用

4. 今後の予定

本改正案は、ECにおける審議を経て、2026年上期に最終化される見込みです。

なお、「適正表示の枠組み」に関する記載や負担軽減措置など、改正案のうち、一部の定めについてはEFRAGの承認プロセスにおいて反対および懸念が示されていました。このような反対意見や懸念を示すコメントは本改正案と併せてECに報告されており、ECの検討過程ではこれらを考慮し、EFRAGが提出した改正案から変更される可能性があります。このため、ECでの最終化に至る、今後の改正動向には留意が必要です。

編集・発行

有限責任 あずさ監査法人

azsa-accounting@jp.kpmg.com

ここに記載されている情報はあくまで一般的なものであり、特定の個人や組織が置かれている状況に対応するものではありません。私たちは、的確な情報をタイムリーに提供するよう努めておりますが、情報を受け取られた時点及びそれ以降においての正確さは保証の限りではありません。何らかの行動を取られる場合は、ここにある情報のみを根拠とせず、プロフェッショナルが特定の状況を綿密に調査したうえで提案する適切なアドバイスをもとにご判断ください。

© 2025 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

The KPMG name and logo are trademarks used under license by the independent member firms of the KPMG global organization.

コピーрайト © IFRS® Foundationすべての権利は保護されています。有限責任 あずさ監査法人は IFRS財団の許可を得て複製しています。複製および使用の権利は厳しく制限されています。IFRS財団およびその出版物の使用に係る権利に関する事項は、www.ifrs.orgでご確認ください。

免責事項: 適用可能な法律の範囲で、国際会計基準審議会とIFRS財団は契約、不法行為その他を問わず、この冊子ないしあらゆる翻訳物から生じる一切の責任を負いません（過失行為または不作為による不利益を含むがそれに限定されない）。これは、直接的、間接的、偶発的または重要な損失、懲罰的損害賠償、罰則または罰金を含むあらゆる性質の請求または損失に関してすべての人に適用されます。

「ISSBT™」は商標です。「IFRS®」、「IASB®」、「IFRIC®」、「IFRS for SMEs®」、「IAS®」および「SIC®」はIFRS財団の登録商標であり、有限責任 あずさ監査法人はライセンスに基づき使用しています。この商標が使用中および（または）登録されている国の詳細についてはIFRS財団にお問い合わせください。

Document Classification: KPMG Public